江戸川区インターネット健全利用促進条例

(目的)

第一条 この条例は、インターネットにおいて特定個人の権利が侵害される情報(以下「権利侵害情報」という。)が多く流通している状況に鑑み、江戸川区(以下「区」という。)が、インターネットの利用に関する啓発、教育、相談等の施策を総合的に実施することにより、インターネットの健全利用を促進し、もって、江戸川区民(以下「区民」という。)の権利の擁護に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この条例に基づく施策は、プライバシー権等の基本的人権に対する区民一人一人の理解を深め、互いに尊重し合う社会を実現することを旨として行うものとし、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害するものであってはならない。

(区の責務)

- 第三条 区は、この条例の目的を達成するため、区民のインターネットリテラシーの向上を図るとともに、健全利用の促進及び権利侵害情報の流通によって自己の権利を侵害された区民の支援をするための施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 区は、前項の施策を実施するに当たっては、区民、事業者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第百三十七号)第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)及び関係機関と連携し、施策の効果が最大限に発揮されるよう努めるものとする。

(区民の責務)

- 第四条 区民は、インターネットにおいて情報を流通過程に置くときは、他人の権利を侵害しない よう努めなければならない。
- 2 区民は、インターネットにおいて権利侵害情報が多く流通している状況を認識し、インターネットリテラシーの向上及び健全利用の促進に努めるとともに、区がこの条例に基づき実施するインターネットの健全利用を促進するための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、インターネットにおいて権利侵害情報が多く流通している状況を認識し、区が この条例に基づき実施するインターネットの健全利用を促進するための施策に協力するよう努め るものとする。

(委任)

第六条 この条例の施行に必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。